別紙

要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き

対象災害：洪水、土砂災害（がけ崩れ）

荒川区

- 避難確保計画とは、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方が利用する施設）の利用者や職員が、水害や土砂災害から身を守るために、水防法等の規定により、当該施設の所有者又は管理者に対して作成を義務付けている計画をいいます。
- 避難確保計画の作成に当たっては、施設の種別や立地条件等に応じて、その内容を具体的に記載することが重要です。
- この手引きは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者の方による避難確保計画の作成を支援するため、記載例や注意事項等を示しています。
  施設の所有者又は管理者の方におかれては、本手引きを参考に、施設の種別や立地条件等の実情に応じて、可能な限り計画を具体的に作成してください。

＜問い合わせ先＞
荒川区 区民生活部 防災課 防災管理係
電話：３８０２－３１１１（内線４９２）

ー目次ー

０．計画の趣旨・構成 1

１．計画の目的 3

２．計画の報告 3

３．計画の適用範囲 4

４．計画の適用対象 6

５．防災体制 6

６．情報収集及び伝達 10

７．避難誘導 12

８．避難の確保を図るための施設の整備 15

９．防災教育及び訓練の実施 16

10．自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る） . . . 17

０．計画の趣旨・構成

・避難確保計画の趣旨としては、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者が一般の方よりも避難に時間を要することを踏まえ、要配慮者が安全な避難行動を確実に行えるようにするとともに、計画に基づく防災教育等の実施を通じて、要配慮者と施設の職員が水害や土砂災害に対して知識を深めることがいえます。

・また、施設の所有者又は管理者の方におかれては、計画に基づく訓練の実施を通じて、課題を抽出して計画の見直しを図る等、避難の実効性を高める取組みを随時行っていくことが大切です。

・避難確保計画の構成としては、計画に記載すべき事項は水防法施行規則等に定められています。以下の記載例と併せて、関連法令を確認してください。

≪記載例≫

＜目次＞

１．計画の目的
２．計画の報告
３．計画の適用範囲
４．計画の適用対象
５．防災体制
６．情報収集及び伝達
７．避難誘導
８．避難の確保を図るための施設の整備
９．防災教育及び訓練の実施
10．自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る）

≪関連法令≫

【水防法施行規則】

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第十六条

法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設（法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項

二　要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項

三　要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

四　要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

五　自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項

イ　水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災の被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関すること

ロ　自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関すること

ハ　その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

六　前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則】

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第五条の二

法第八条の二第一項の急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設（法第八条第一項第四号に規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項

二　急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の避難の誘導に関する事項

三　要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

四　要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

１．計画の目的

≪記載例≫

この計画は、水防法第 15 条の３第１項に基づくものであり、「〇〇〇〇（施設名）」の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

≪解説及び留意事項≫

・要配慮者が一般の方よりも避難に時間を要することで、水害や土砂災害が発生した場合に深刻な被害が生じる恐れがあることを踏まえ、要配慮者と施設の職員の迅速かつ円滑な避難を確保するために作成しなければならないものです。

※平成２９年６月の法改正により、計画の作成は訓練の実施等とあわせて義務化されました。

２．計画の報告

≪記載例≫

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第１５条の３第２項に基づき、遅滞なく、当該計画を荒川区へ報告する。

≪解説及び留意事項≫

計画を作成または修正した場合は、「避難確保計画作成（変更）報告書」を添えて、荒川区防災課または関係所管課へ提出してください。

＜提出書類＞

・避難確保計画作成（変更）報告書（別添１）
・避難確保計画
  - 様式１～５
  - 様式６（自衛水防組織を設置する場合のみ提出）

※ 様式７以降は提出不要。各施設において適切に管理してください。

３．計画の適用範囲

≪記載例≫

≪荒川の洪水浸水想定区域内に施設が立地している場合≫

本計画は、区内で発生が見込まれる水害の中で、被害の規模が最も大きく想定されている荒川の氾濫による洪水について適用するものとする。

一方で、荒川の氾濫による洪水以外にも、区内では高潮氾濫、石神井川の氾濫及び内水氾濫による洪水の発生が見込まれることから、これら水害については本計画を準用する等して、被害の規模に応じて、要配慮者と施設の職員の迅速かつ円滑な避難を確保するものとする。

≪土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内に施設が立地している場合≫

本計画は、台風や大雨、長時間にわたる降雨により発生が見込まれる土砂災害について適用するものとする。

≪解説及び留意事項≫

≪災害リスクの有無の確認方法≫

・区が作成している「荒川区防災地図（水害版）」と「荒川区土砂災害ハザードマップ」により、施設が立地する場所の災害リスクの有無を確認してください。

※「荒川区防災地図（水害版）」と「荒川区土砂災害ハザードマップ」は、「荒川区防災アプリ」より確認することができます。

＜荒川区防災アプリ　ダウンロード方法＞

App Store、Google Play から「荒川区防災アプリ」で検索、または、
以下の二次元コードからダウンロード

このアイコンが目印

Andoroid

iOS

・「荒川区防災地図（水害版）」による災害リスクの確認に当たっては、施設が立地する場所の浸水深の想定と目安を確認するようにしてください。

≪荒川の洪水浸水想定区域内に施設が立地している場合≫

・区内で発生が見込まれる水害には、①荒川の氾濫による洪水、②高潮氾濫による洪水、③石神井川の氾濫による洪水、④内水氾濫による洪水があります。

・また、水害は単独で発生する場合もあれば、台風や大雨、長時間にわたる降雨により、水害が複数（場合によっては全て）発生する場合も考えられます。

・区内で発生が見込まれる水害の被害は、下表のとおり想定されています。

	①荒川	②高潮	③石神井川	④内水
浸水地域	区内の約９割	区内の約５割	西尾久７・８丁目地区	区内の約７割
浸水深	０．５m～５．０m	０．５m～３．０m	０．１m～１．３３m	０．２m～２．０m
浸水継続時間	最長２週間以上	最長１週間以上	最長１２時間未満	短い

※①荒川の氾濫による洪水について、詳細は「荒川区防災地図（水害版）」により確認することができます。

・上表のとおり、①荒川の氾濫による洪水が、被害の規模が最も大きいことから、荒川の氾濫による洪水時において、要配慮者と施設の職員が迅速かつ円滑に避難できるようにする必要があるため、避難確保計画の作成に当たっては、①荒川の氾濫による洪水への対応について記載する必要があります。

・また、②高潮氾濫による洪水は、①荒川の氾濫による洪水との同時発生が考えられることから、②高潮氾濫による洪水に対しては、①荒川の氾濫による洪水への対応を準用する必要があります。

・一方で、③石神井川の氾濫による洪水、④内水氾濫による洪水については、浸水継続時間が短く、建物内に取り残される危険性が低いことから、堅牢な建物の２階以上へ避難する必要があります。

≪土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内に施設が立地している場合≫

・土砂災害には、土石流、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）、地すべりの３つの現象があり、区内で発生が見込まれる土砂災害には、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）が該当します。

・がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）とは、地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、降雨等の影響により急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。

・土砂災害警戒区域とは、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）が発生した場合に、人々の生命又は身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域をいい、土砂災害特別警戒区域とは、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、人々の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる区域をいいます。

４．計画の適用対象

≪記載例≫

・この計画は、「〇〇〇〇（施設名）」に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

≪解説及び留意事項≫

・施設の利用者（入院(所)者・通院(所)者・その他来院(所)者）や従業員等を把握し、施設の規模や利用者数等に応じた計画を作成する必要があります。

・利用者数が曜日や時間帯によって変動する場合には留意が必要です。また、従業員数が少なくなる開所時間外や閉所日の対応についても検討しておく必要があります。

・そこで、計画の中に、施設における開所日・閉所日それぞれの利用者数や施設職員数等を記載しておくことが望ましいと考えられます。

５．防災体制

≪記載例≫

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員(注)
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ➢ 大雨・洪水・高潮注意報発表	気象情報・洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ➢ 大雨・洪水・高潮警報発表 ➢ 水防団待機水位到達	気象情報・洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者（入院(所)者の家族）等への事前連絡・引き渡し	情報収集伝達要員 避難誘導要員
	➢ 荒川氾濫注意情報発表 ➢ 高齢者等避難の発令	保護者（入院(所)者の家族）等への連絡・引き渡し	情報収集伝達要員 避難誘導要員
		外来診療中止の掲示	情報収集伝達要員
		要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ➢ 荒川氾濫警戒情報発表 ➢ 大雨・高潮特別警報 ➢ 避難指示の発令	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

※自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。

≪解説及び留意事項≫

洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの体制確立基準及び活動を実施する要員を検討・記載します。

＜体制の区分＞

・体制は、活動内容、施設の従業員数、通常業務への影響等を踏まえ、施設の実情に応じて設定します。
・ただし、洪水予報等の情報収集を開始する体制及び避難誘導を開始する体制については、必ず設定する必要があります。

＜体制確立の判断時期＞

・避難指示等が間に合わない場合等も想定して、体制の確立の基準となる情報を複数設定し、そのうちのいずれかに該当した場合に、体制を確立します。

＜活動内容＞

・洪水予報や気象情報等の収集から避難誘導までの洪水時における主な活動内容及びその順序について検討します。
・その際、利用者の引き渡し等の比較的長時間を要する活動については、浸水前に避難を完了させる観点から、浸水までに十分な時間を確保できる場合を除き、避難後に避難先で実施することが望ましいと考えられます。

＜対応要員＞

・各活動を実施する要員を検討します。
・開所時間外や閉所日も施設内に利用者が滞在する施設は、開所時間外や閉所日の従業員数や勤務状況を踏まえて、各活動を実施する要員を検討する必要があります。

≪用語の解説≫

気象庁が発表する警報・注意報については、以下のホームページから、各地の発表基準を確認できます。

＜気象庁　警報・注意報発表基準一覧表＞

http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index.html

警報・注意報の種類	発表基準
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
高潮特別警報	数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想したとき

※ 気象業務法に基づく特別警報には、洪水に関する特別警報は定められていない。

≪避難情報≫

災害時に区が発令する避難情報は以下のとおりです。

＜荒川区風水害対応方針＞

https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a013/bousai/saigaitaisaku/huusuigaihousin.html

避難情報の名称	発令基準（荒川）
高齢者等避難 （警戒レベル３）	岩淵水門（上）水位観測所で避難判断水位（6.50m）に到達し、かつ、今後も水位の上昇が見込まれ、荒川が氾濫する危険性が高いと認められる場合
避難指示 （警戒レベル４）	岩淵水門（上）水位観測所で氾濫危険水位（7.70m）に到達し、かつ、荒川が氾濫する危険性が非常に高いと認められる場合
緊急安全確保 （警戒レベル５）	荒川の氾濫が発生した場合

≪水位の情報≫

水位の情報は、以下のホームページから入手することができます。

＜国土交通省　川の防災情報＞

http://www.river.go.jp/

洪水予報・水位到達情報の種類	発表基準	市町村・住民・要配慮者に求められる行動
氾濫注意情報 （対象河川：荒川）	基準となる水位観測所での観測水位が 氾濫注意水位 （レベル２水位）に到達しさらに上昇が見込まれるとき	【住民・要配慮者】 ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、区から発令される可能性がある避難情報の収集手段を確認する。
氾濫警戒情報 （対象河川：荒川）	基準となる水位観測所での観測水位が 避難判断水位 （レベル３水位）を超過してさらに水位の上昇が見込まれる場合、または 氾濫危険水位 （レベル４水位）に到達が見込まれる場合に発表される	【荒川区】 「高齢者等避難」の発令 【住民・要配慮者】 高齢者、障がい者、妊産婦等で、避難に時間を要する場合は、区が開設する避難場所等への避難を開始する。
氾濫危険情報 （対象河川：荒川）	基準となる水位観測所での観測水位が 氾濫危険水位 （レベル４水位）を超過したとき ※いつ水があふれ出してもおかしくない危険な状況	【荒川区】 「避難指示」の発令 【住民・要配慮者】 全ての人が自宅や近隣の高い建物の浸水しない階層、区が開設する避難場所へ避難する。

※　荒川区は原則、岩淵水門（上）での水位及び洪水情報を基準として避難情報を発令します。

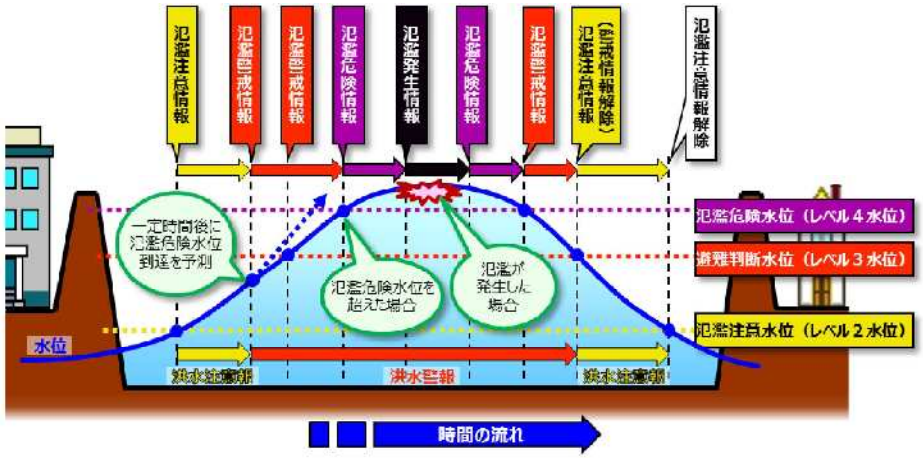

６．情報収集及び伝達

（１）情報収集

≪記載例≫

・収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報・洪水予報等	テレビ、ラジオ、荒川区防災アプリ、荒川区メールマガジン、インターネット等 ＜参考となるウェブサイト＞ 国土交通省「川の防災情報」 http://www.river.go.jp/ 河川の水位、雨量の状況、ライブ画像、洪水予報の発表状況等を確認可能 国土交通省「荒川下流河川事務所ホームページ」 http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/
区が発令する避難情報 （高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）	荒川区防災アプリ、テレビのデータ放送、ケーブルテレビ「マイチャンネルあらかわ」、防災行政無線、荒川区ホームページ、荒川区公式ツイッター・フェイスブック、荒川区 LINE 公式アカウント、荒川区メールマガジン、緊急速報メール等

・停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話等を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー、ポータブル蓄電池等を備蓄する。

≪解説及び留意事項≫

・水防法第 15 条第１項第４号ロに基づき荒川区地域防災計画に記載された要配慮者利用施設については、区から当該施設の所有者又は管理者に対して、同条第２項に基づき、洪水予報河川に関しては洪水予報が、水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸に関しては水位到達情報を提供します。
・また、同条第 15 条の３第１項の規定により自衛水防組織を設置した場合には、当該自衛水防組織の構成員（情報を受ける構成員を市町村に報告）に対しても、同条第２項に基づき市町村から洪水予報河川においては洪水予報が、水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸においては水位到達情報を提供します。
・大規模な水害が発生した場合には、停電することが十分に想定されることから、停電時においても情報を収集できるよう検討しておく必要があります。
・迅速な避難を実現するには、各種気象情報、洪水予報、避難情報等を常に確認できる体制を整える必要があります。荒川区では、「荒川区防災アプリ」や「荒川区メールマガジ

ン」等で気象情報や避難情報を提供しますので、事前にダウンロード・登録しておきましょう。

＜荒川区防災アプリ　ダウンロード方法＞
Ｐ．４を参照してください。

＜荒川区メールマガジン　登録方法＞
「t-arakawa@sg-p.jp」へ空メールを送信して登録してください。

※「荒川区防災アプリ」、「荒川区メールマガジン」以外の情報収集方法については、荒川区防災地図（水害版）、または、荒川区土砂災害ハザードマップをご覧ください。

・提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

≪解説及び留意事項≫

・避難に備えて、周辺の水路が溢れていないか、道路が通行できるか等、あらかじめ確認しておきましょう。また、浸水が始まっていないか、土砂災害の前兆が無いか等についても注意しましょう。
・台風が通過している最中や雨が強く降っている時には、外の様子を確認するために外出することは危険であるため、施設内から外の状況を確認しましょう。

（２）情報伝達

≪記載例≫

・別紙〇「体制ごとの施設内緊急連絡網（開所日用・閉所日用）」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
・入院(所)者を保護者に引き渡す可能性がある場合、別紙△「緊急連絡先一覧表」・「緊急連絡網」に基づき、保護者（入院(所)者の家族）等に対し、引渡しの可能性があり、引き取りの準備をするよう連絡する。
・入院(所)者を保護者に引き渡す場合、別紙△「緊急連絡先一覧表」・「緊急連絡網」に基づき、保護者（入院(所)者の家族）等に対し、「引き渡しを開始する。引き渡しが完了できない場合は、●●●●（避難先）へ避難する」旨を連絡する。
・入院(所)者等を避難させる場合には、別紙△「緊急連絡先一覧表」・「緊急連絡網」に基づき、保護者（入院(所)者の家族）等に対し、「●●●●（避難先）へ避難する」旨を連絡する。
・入院(所)者等の避難が完了した場合には、別紙△「緊急連絡先一覧表」・「緊急連絡網」に基づき、保護者（入院(所)者の家族）等に対し、「●●●●（避難先）へ避難した。引

き渡しは●●●●（避難先）において行う。」旨を連絡する。

≪解説及び留意事項≫

・緊急時における連絡体制を確立するために、緊急連絡網や連絡方法をあらかじめ定めておく必要がある。その際、防災体制（注意・警戒・非常）によって活動内容は異なることから、体制ごとに情報を共有すべき者を定めておきましょう。
・入院(所)者家族への連絡は、連絡する内容、連絡がとれない場合の対応等について事前に調整しておき、避難や引き渡しに混乱を来さないようにすることが重要です。なお、入院(所)者家族の避難状況によっては連絡がとりづらい場合があるため、「災害用伝言ダイヤル」の利用等の連絡方法についても検討・確認しておきましょう。

7．避難誘導

（1）避難先

≪記載例≫

・洪水時における事前の避難先は、「〇〇〇〇（住所：〇〇〇〇）」とする。
・時間に猶予がない、利用者の健康状態等により事前の避難が困難な場合は、緊急的に本施設〇棟〇階へ避難する。(※施設に浸水しない階がない場合、近隣の安全な避難先の名称を記載)

≪解説及び留意事項≫

・水害時や土砂災害時の避難行動の基本としては、災害リスクのある区域から離れることであり、具体的には、洪水浸水想定区域や高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の区域内から区域外へ避難し、身の安全を確保することになります。
※浸水や土砂災害発生の恐れがない地域へ避難することを「広域避難」といいます。
・そこで、要配慮者利用施設における避難先の設定に当たっては、まず広域避難を最優先に考えるものとし、具体的には、浸水や土砂災害発生の恐れがない地域にある自法人系列の施設や建物について検討を行うようにしてください。
・また、広域避難の検討に当たっては、避難の実効性を確保して、安全な避難行動を確実に行えるよう、施設の利用者と職員の人数をはじめ、利用者の年齢、要介護や障がいの程度、病状等、利用者の特性を十分に考慮するようにしてください。
・一方で、広域避難を行うことが困難である場合には、次善の避難行動として、施設内（建物内）の浸水の恐れがない階層で身の安全を確保することや区が開設する避難場所へ避難することが考えられます。
※この場合の避難行動のことを「垂直避難」といいます。
・この垂直避難の検討に当たっては、施設が立地する場所の浸水深の想定と目安を確認した上で、施設内（建物内）の浸水の恐れがない階層で身の安全を確保することが可能であれば、施設に留まる避難行動を優先に考えるものとし、区が開設する避難場所への避

難については、施設内（建物内）で身の安全を確保することが困難である場合等における避難行動として考慮するようにしてください。

※ただし、土砂災害の場合には、施設（建物）への損壊や人々の生命又は身体への危害が生じる恐れがあることから、必ずしも施設内（建物内）で身の安全を確保できるとはいえないため、区が開設する避難場所へ避難することとしてください。

・また、水害時に垂直避難を行う場合には、浸水により施設内（建物内）に長期間取り残される危険性があることも踏まえ、施設内（建物内）での垂直避難への備えとして、水や食料、衛生用品、医薬品等の必要な物資をはじめ、夜間や停電時に使用する照明器具やモバイルバッテリー・蓄電池を備蓄するとともに、その他施設の種別や利用者の特性に応じて避難に必要な物資・資器材等を準備するようにしてください。

※避難に必要な物資や資器材等については、別途「８．避難の確保を図るための施設の整備」において記載することとなります。

（２）避難経路

≪記載例≫

・洪水時における「高齢者等避難・避難指示発令時の避難先」や「緊急安全確保発令時の避難先」までの避難経路については、下記「避難経路図」のとおりである。

避難経路図

（３）避難誘導方法

≪記載例≫

・「高齢者等避難・避難指示発令時の避難先」や「緊急安全確保発令時の避難先」に誘導するときは、各避難先までの順路、道路状況について説明する。

・避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。

・避難誘導員は、誘導用ライフジャケットを着用するなど、避難者が誘導員と識別しやす

くする。

・避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

・浸水するおそれのある階または施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

≪解説及び留意事項≫

・「荒川区防災地図（水害版）」には、避難先までの避難経路となる道路・危険箇所のほか、緊急的に避難する施設も記載されているので、それらを参考に安全な避難経路を設定する。

・東京都建設局ホームページ等で避難経路上の土砂災害警戒区域の有無を確認し、可能な限り区域内の通行を避けるよう経路を選定することが望ましい。

＜東京都建設局ホームページ＞

http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/river/dosha_saigai/map/dosha_r.html

・上層階等へ避難する場合は、館内の避難経路について検討を行い、使用する階段等を設定する。なお、エレベーターは停電や浸水によって停止することに留意する。

・避難経路については、河川からの氾濫水が到達していなくても内水による浸水が発生していることも考えられることから、可能な限り浸水が浅い道路を選定することが望ましい。

・避難誘導方法については、施設の開所状況に応じた避難者数、従業員数等を考慮して、誘導員の配置や使用する資器材等を具体的に定めておく必要がある。

・避難誘導にあたっては、独歩、護送（車いす）、担架（寝たきり）など、利用者の移動能力に応じて、搬送具や患者用ライフジャケット等の資機材の活用を含めた検討が必要である。

・浸水によりエレベーターが停止すると、自力移動困難者の上階への避難が困難になることから、エレベーターの稼働時間内に避難ができるよう早めの避難準備を行う必要がある。

・車での避難は、浸水箇所や交通渋滞により動けなくなる危険等を伴うため、安全で確実な移動手段であるかを慎重に判断する必要がある。

・また、夜間の屋外への避難にあたっては、目の不自由な利用者に対しても、安全かつ迅速に誘導できるよう、避難誘導員は避難者が一見して誘導員と識別できるよう明るい色の衣服を着用することや、避難者が危険箇所に近づかないよう、安全に配慮した工夫をすることが望ましい。

・避難途中や避難後における利用者の体調の悪化や、避難にあたって特別な配慮が必要な利用者（感染症の患者等）に対する対応方法についてあらかじめ検討しておく必要がある。

８．避難の確保を図るための施設の整備

≪記載例≫

・情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

・これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧※

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー、ポータブル蓄電池
避難誘導	名簿（従業員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、搬送具、ライフジャケット、マスクなどの感染症対策物品、雨具（雨合羽）、施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具

※ 自衛水防組織を設置する場合には、自衛水防組織の装備品リストを記載する。

≪解説及び留意事項≫

・ここでは、情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資器材等について記載するものとし、記載した資器材等は計画の作成と併せて整備・備蓄しておくものとする。

・夜間も利用者が施設内に滞在する施設においては、夜間や停電時において避難誘導等の際に使用する照明器具（懐中電灯等）や蓄電池等の資器材について検討し記載するものとする。

・その他施設の種別や利用者の特性に応じて避難に必要な資器材等について検討し、適宜記載するとともに、医療施設においては、カルテのバックアップや医療機器の稼働のための自家発電設備等の準備についても検討しておくことが望ましい。

・また、避難の確保を図るために整備・備蓄しておく資器材等については、あらかじめ浸水の恐れがない階層に準備しておくことが望ましい。

９．防災教育及び訓練の実施

≪記載例≫

・毎年４月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。

・毎年５月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

≪解説及び留意事項≫

・避難確保計画に基づく訓練を実施するとともに、訓練実施後は、別添２「訓練実施結果報告書」により、区関係所管課を通じて、防災課に報告すること（水防法水防法第１５条の３第５項参照）。なお、訓練や研修は年１回以上、定期的に行うことが望ましい。

・訓練の実施を通じ、必要に応じて計画を見直すこと。

※区に届け出ている計画を更新した場合は、P.3「２．計画の報告」のとおり、区へ報告すること。

・研修や訓練には、「荒川区防災地図（水害版）」等のほか、国土交通省等が実施する出前講座等が活用できる。

・地震等を想定した情報伝達訓練や避難訓練を実施している施設においては、当該訓練の実施をもって、本計画に基づく情報伝達及び避難誘導に関する訓練に代えることができるものとする。

※ただし、災害の種類によって避難先や避難経路が異なる場合があることの従業員等への周知や、洪水時等の避難に関する研修を別途実施すること。

・自衛水防組織を設置し、情報収集を自衛水防組織の業務とする場合には、情報収集訓練についての本項での記載を省略することができる。

10. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る）

≪記載例≫

・別添〇「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
・自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
  ▶ 毎年４月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
  ▶ 毎年５月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

≪解説及び留意事項≫

・本項は、自衛水防組織を設置しない場合には省略することができる。
・自衛水防組織活動要領の作成に当たっては、別添３「自衛水防組織活動要領（案）」を参考にされたい。

別添１

避難確保計画作成(変更)報告書

年　　月　　日

荒川区長　殿

届出者（施設の所有者・管理者）
住所又は
所在地

氏　名

電　話　　（　　）

避難確保計画を別添のとおり作成（変更）しましたので提出します。

施設名称	
施設所在地	
施設連絡先	【電　話】 【ＦＡＸ】 【メール】
緊急連絡先	【電　話】 【ＦＡＸ】 【メール】
その他特記事項	

※施設を所管している区担当課へご提出ください。

施設所管課収受欄		防災課収受欄
	➡	

別添2

訓練実施結果報告書

施設名	
実施日時	年　月　日　時　分 ～　時　分
実施場所	
想定災害	□洪水　□土砂災害　□高潮 □その他（　　）
訓練の種類 ・ 訓練の内容	□立ち退き避難訓練　□避難経路等の確認　□屋内安全確保訓練 □情報収集、情報伝達訓練　□図上訓練　□設備や装備品、持ち出し品の確認 □その他（　　）
訓練参加者 ・ 参加人数	職員等（□全員　□一部）：　人 施設利用者（□全員　□一部）：　人 その他の訓練参加者 ex.）施設利用者の家族：　人 避難支援協力者：　人
訓練実施責任者	
確認事項	施設利用者の避難支援（避難誘導）に要した人数：　人 施設利用者全員の避難に要した時間：　時間　分
	避難先や避難経路 その他
訓練によって確認された課題とその改善方法等	
訓練記録作成日等	作成日　年　月　日 作成者

※施設を所管している区担当課へご提出ください。

施設所管課収受欄		防災課収受欄
	➡	

別添３

自衛水防組織活動要領（案）

（自衛水防組織の編成）

第１条　管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

２　自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（１）統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（２）統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

３　管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４　自衛水防組織に、班を置く。

（１）　班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（２）　各班の任務は、別表１に掲げる任務とする。

（３）　防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する

（自衛水防組織の運用）

第２条　管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２　特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

３　管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第３条　管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（１）　自衛水防組織の装備品は、別表２「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（２）　自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第４条　自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別添３

自衛水防組織活動要領（案）

（自衛水防組織の編成）

第１条　管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

２　自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（１）統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（２）統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

３　管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４　自衛水防組織に、以下のとおり班を設ける。

（１）　班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（２）　各班の任務は、別表１に掲げる任務とする。

（３）　防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する

（自衛水防組織の運用）

第２条　管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２　特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

３　管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第３条　管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（１）　自衛水防組織の装備品は、別表２「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（２）　自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第４条　自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表１　「自衛水防組織の編成と任務」

統括管理者

統括管理者の代行者

	役職及び氏名	任　務
総括・情報班	班長　〇〇〇〇 班員〇名 〇〇〇〇 ・・・	・ 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 ・ 館内放送による避難の呼び掛け ・ 洪水予報等の情報の収集 ・ 関係者及び関係機関との連絡

	役職及び氏名	任　務
避難誘導班	班長　〇〇〇〇 班員〇名 〇〇〇〇 ・・・	・ 避難誘導の実施 ・ 未避難者、要救助者の確認

別表２　「自衛水防組織装備品リスト」

任務	装備品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料

様式 10～様式 12 についても、作成をお願いします。
（※荒川区への提出は不要、各施設で保管）